

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB は、「負債の流動または非流動への分類」の発効日を延期する

内容

背景

本 IFRS in Focus は、2020年7月に国際会計基準審議会 (IASB) より公表された「負債の流動または非流動への分類—発効日の延期」(ED) に示された IAS 第1号「財務諸表の表示」に対する修正について解説するものである。

修正点

さらなる情報

- 2020年1月、IASB は「負債の流動または非流動への分類」というタイトルの IAS 第1号の修正を公表した。発効日は2022年1月1日以後開始する事業年度である。
- 本修正の適用から生じる分類の変更の実施を遅延させる可能性のある COVID-19 のプレッシャーにより、IASB は、2023年1月1日以後開始する事業年度に、本修正の発効日を1年延期する。

背景

IASB は、2020年1月に「負債の流動または非流動への分類」というタイトルの IAS 第1号の修正を公表した。

本修正は、

- 負債の流動または非流動への分類は、報告期間の末日現在において存在する権利に基づくことを明確にしている。
- 分類は、企業が負債の決済を延期する権利を行使するかに関する見込みの影響を受けないことを具体的に規定している。負債が非流動の分類の要件を満たしている場合、経営者が12か月以内に負債を決済する意図があるまたは見込みがある、または報告期間の末日と財務諸表の発行が承認される日の間に負債を決済するかどうかに関わらず、非流動に分類される。
- 報告期間の末日現在において財務制限条項が遵守されている場合、権利が存在することを説明する。
- 決済が、現金、資本性金融商品、その他の資産またはサービスの相手方への移転を指すことを明確化するために、「決済」の定義を導入する。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

本修正のより詳細な内容は、[IFRS in Focus「IASB が、負債の流動又は非流動への分類を明確化するために IAS 第 1 号を修正」](#)を参照いただきたい。

本修正は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、2022 年 1 月 1 日以後に始まる事業年度に遡及的に適用される予定であった。

本修正の公表後 IASB は、COVID-19 が、本修正の適用により生じる分類の変更の実施を遅延させる可能性があるプレッシャーを生じさせることに留意した。また、ローン・コベナントの再交渉の開始を延期および期間を延長させる可能性もある。

したがって、IASB は、企業に運用上の救済を提供する。

修正点

IASB は、本修正の発効日を 2023 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に 1 年延期する。IASB は、本修正に対して他には変更をしない。

本修正の早期適用は、引き続き認められる。

見解

IASB は、修正案の一部として開示の要求事項を導入するかどうかを検討したが、企業は IAS 第 8 号に従うことが要求されるため、不要であると結論付けた。IAS 第 8 号は、2020 年 1 月に公表された本修正の適用が企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知のまたは合理的に見積り可能な情報の開示を要求している。

さらなる情報

IAS 第 1 号の修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプション・パッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリック。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して “デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して “デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料およびその付属文書は、デロイト トウシュートーマツ リミテッド、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して “デロイトネットワーク”) の社員・職員のための内部限の資料です。本資料は、秘密情報を含む場合があります。宛先にある特定の個人または事業体による利用のみを意図しています。もしあなたが意図された受信者でない場合には、直ちにこのメッセージへの返信により私たち (差出人) へご連絡ください。そして、本資料 (あなたのシステムにコピーがある場合はそのすべて) を削除・破壊してください。本資料を、いかなる方法によっても利用されないようにお願いします。DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.